

退職金規程

株式会社新世紀システムズ

【目的】

第1条 この規程は、正社員の福祉と退職後の生活福祉に寄与することを目的とし、就業規則に規程する退職金制度について定めます。

【適用する人】

第2条 この規程は正社員に対して適用します。ただし、つぎのどれかに該当する人には適用しません。

- ①顧問、嘱託
- ②在職5年未満の人
- ③期間を定めて臨時に雇い入れられる人
- ④日々、雇い入れられる人

【支給の条件】

第3条 正社員がつぎのどれかのときは、退職金を支給します。

- ①定年退職
- ②自己都合による退職（勤続年数は5年以上あることが必要です）

【基本退職金】

第4条 退職金は、退職当時の基本給に「調整率」を掛けた額をもとに勤続年数による「別表、退職金支給率表」の支給の率を掛けた額とします。
以上によって計算した額を基本退職金といいます。

「調整率」

勤続年数	支給割合
5年未満	0.0
5年以上10年未満	0.3
10年以上15年未満	0.4
15年以上20年未満	0.5
20年以上	0.6

【功労加算】

第5条 在職中に功労のあった人に対しては、退職金に特別功労金を加算して支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して決める。

【勤続年数の計算】

第6条 勤続年数の計算は、次のとおりとする。

- ①本採用になった日から退職日とします。
- ②勤続年数に1年未満の端数があるときは、月割りで計算し、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げます。

【支給の制限】

第7条 懲戒解雇の場合は退職金を支給しません。ただし、諭旨退職の場合には退職金を減額して支給することがあります。

また休職や勤怠が相当あるときは減額して支給します。

【支給期日】

第8条 退職金は、支給の事由が発生した日から2ヶ月以内に支給します。

【支給方法】

第9条 退職金は、直接本人に通貨で支給します。ただし、死亡退職の場合には権利者の順位を決めて、その人に支給します。

在職中に会社から受けた借入金や立替金などの負債があるときには、この退職金で優先弁済し、残額を支給するものとします。

【端数の切り上げ】

第10条 退職金の最終計算で、100円未満の端数は100円に切り上げます。

【退職金の改定】

第11条 会社は、少なくとも3年ごとに本規程を再検討し、必要に応じてその改定を行う。

【付 則】

- 1 この規程は平成10年 9月1日から施行する。
- 2 この規程は平成28年10月1日から施行する

退職金規程 別表 【退職金支給率表】

勤続年数	支給率
6	3.6
7	4.2
8	4.8
9	5.4
10	6.0
11	6.8
12	7.6
13	8.4
14	9.2
15	10.0
16	10.9
17	以下同じ